

定額残業手当について

問① 当社では、「営業手当5万円は、残業手当を含むものとする」と就業規則上規定しております。

手当として含んでいますか」等との指摘を受けました。これまで、従業員から特段異議もなかつたため問題があると考えたこともなかつたのですが、今後のためにも、定額残業手当についてどのように運用すればよいかご教示願います。

答① 定額残業手当について、給与計算の事務処理を簡便化できるなどのメリットがありますが、各種手当と定額残業手当が明確に区分されているのか否かで問題となるケースが多いようです。

貴社は、「営業手当5万円は、残業手当を含むものとする」と規定しておりますが、「含む」と「5万円を定額残業手当として支給する」と規定することが、一部が残業手当であると読み取れます。そうすると、営業手当5万円の趣旨で支給するのかが曖昧です。営業手当のうち何時間分、いくら残業

質問に答えます

業実績は多い者で月10時間とほとんど定時に退社していますが、年度末の3月のみ残業も40時間程度になってしまいます。仮に、定額残業手当5万円であるとした場合、毎月多めに残業手当を支給しているわけですから、

3月の繁忙期も通常の定額残業手当額と同額でかまわないでしょうか。

【所見】 残業手当額を上回った場合は、その差額を支払わなければなりません。残業手当も月例の賃金のうち、いくらが残業手当なのか、何時間分の残業手当として含んでいるのかわからないという事態が生じてきます。

そのためにも、定額残業手当部分と営業手当部分を明確に区分する必要性があると考えます。

具体的には、「営業手

当」など、名称のみでは定額残業の趣旨を有するのか不明な手当にするのではなく、「時間外手

当」や「定額残業手当」として、時間外割増賃金に対する手当であると明確にするのが良いと思われます。

また、就業規則・雇用契約書等に「○○時間分を定額残業手当として支給する」、「○○万円を定額残業手当として支給する」と規定する」と判断されかねません。

就業規則は会社の法律です。地味ではあります。定額残業手当についても、労基法第37条に定めは、労基法第37条に定めた方法により算定し、実際の割増賃金額を上回つていれば問題ありませんが、実際の残業実績で計算した割増賃金額が定額

問② 当社の従業員の残業実績は多い者で月10時間とほとんど定時に退社していますが、年度末の3月のみ残業も40時間程度になってしまいます。

いうことを考慮すると、月を超えて繰り越すことはできないと言わざるを得ません。